エネルギーのふるさと

広報 とまり

親子少年少女カルチャー教室「しめ縄づくり」〈令和元年12月21日〉

2020 令和2年 1月 No.701

今月の主な内容

- 年頭のご挨拶
- 謹んで新年のご挨拶を申し上げます
- 2019年フォトフラッシュバック
- 令和元年度岩内分会幹部研修会
- 日本海ニコニコ元気村トピックス
- くらしの告知板

やさしく走ろう泊のみち

新年のご挨拶

泊村長　牧野浩臣

新年あけましておめでとうございます。

村民の皆様におかれましては、希望に満ちた輝かしい新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

さて、我が国では今日、急速に少子高齢化と人口減少が進んでおり、国は地域主権体制と地方分権改革を進めると同時に、地方自治体に地方創生を重視した政策展開を求めています。

また、近年は地球温暖化の影響と思われる大きな災害が毎年のように全国で多発しており、被災地の皆様が大きな被害を受け、その後の生活再建に大変苦慮されているとの報道を頻繁に見かけるようになりました。昨年は台風15号と19号により関東、甲信、東北地方等で尊い人命が多数犠牲になるなど甚大な被害となりました。後志管内では大きな被害は発生しませんでしたが、災害に対する準備の重要性を改めて痛感したところであります。

このような状況と厳しい財政状況の中、議員や村民の皆様からご要望やご意見、お知恵を頂きながら、私はこれまで、定住促進条例の充実や老人ホーム、茅沼診療所での指定管理制度導入など医療、介護等の福祉政策の更なる充実と大規模災害に備えるための避難路整備など防災・減災対策等を一歩一歩推し進めてきました。これらにより村民の安全・安心を着実に向上させることができたと考えています。

加えて、きびしい経済情勢の中で、当村の基幹産業である水産業・商工業も多くの課題を抱えていることから、村独自の政策で「自主・自立」を支援してまいりました。

泊発電所につきましては、昨年11月に再度、原子力規制委員会による原子力発電所敷地内の活断層の調査が実施されました。委員会から北海道電力㈱の説明を否定するような見解は出ていませんが、北海道電力には、住民の安全対策のための努力を重ねた上での早期再稼働できるよう引続き強く求めているところです。

更に、周辺自治体と協力し立地村として昨年も、原子力規制委員会や経済産業省に早期再稼働となるよう申入れもしています。

月日が経つのは早いもので、私が村長の重責を担った平成20年1月以来、既に12年が過ぎ、この1月19日をもって任期満了を迎えます。

この長きにわたり職務を全うできたのは、ひとえに議員の皆様と村民の皆様のご理解とご協力、そして役場職員の努力のお陰です。その思いを込め、皆様に心より敬意と感謝を申し上げます。私は、このことを職を辞した後も決して忘れまいと心に誓っております。

我が村には未だ多くの課題が残されています。今後も村政に対する皆様のご理解とご協力をお願いし、また、村長としての12年間を振り返り、新年のご挨拶とさせて頂きます。

泊村のますますの発展、なにより村民の皆様のご健勝とご多幸、そしてご活躍を、これからも心からご祈念申し上げております。

年頭挨拶

泊村議会議長　宇留間文宣

新年明けましておめでとうございます。

令和二年の年頭にあたり、村議会を代表致しまして、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

まずもって、村民の皆様におかれましては、ご健勝で輝かしい新年をお迎えになられました事をお慶び申し上げます。

日頃から、私共の議会活動に対する暖かいご理解と絶大なるご支援を賜りまして厚くお礼申し上げます。

お陰をもちまして、昨年も着実に本村発展の基礎を固めて参りましたが、ここに、新年を迎え、更

なる躍進を期するものであります。
ご承知のとおり、今日の市町村を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化社会の到来、更には、気候変動による産業構造の変化、厳しさを増す財政状況等、大変厳しい状況におかれております。
国、地方の関係をめぐる一連の行財政改革は財政力の弱い小規模町村に、より深刻な影響を及ぼし、個性豊かな地域づくりに支障をきたし、更には、地域間格差が広がっているのが現状であります。
このような中にあって、本村としても、克服すべき多くの課題を抱えており、行政に対する期待は、その質、量とも、益々複雑多様化している状況にあります。
また、本村の原子力発電所関連の各種交付金や固定資産税等の収入は、減少の一途にあり、創意と工夫をもって、健全財政を目途としながら、第四次総合計画の各種事業につきましては、ローリングしながら実施されてきております。
この計画の実現によって、村民の生活環境が更に向上されて、「泊村に住んで良かった、住んでみたい」と村民誰もが安心して、いきいきと暮せる村づくりを着々と進めてまいります。
近年、気象の変動に伴う、海水温上昇は、泊村の基幹産業である漁業に大きな影響を与え、漁業不振が続き、更には、低気圧崩れの大時化による漁具被害等も多発して、漁業は、昨年も、大変厳しい年でありました。
今年は、このたび示された国の水産改革の状況を見据え、泊村の基幹産業が振興発展される様にご祈念申し上げます。
また、平成二十三年三月十一日に発生しました、東日本大震災並びに福島第一原子力発電所の大災害、更には、一昨年九月六日未明に発生しました北海道胆振東部地震での厳しい状況を教訓として、より一層の防災対策、より一層の安全対策に取組むとともに懸案でありました、避難道路の確保に向けて取組んでまいります。
更には、国の経済対策と需要拡大により、一部では景気回復の兆しがみられますが、まだ厳しい状況にありますので、私共は期待と関心をもって国政をしっかりと見定めて、議会運営に取り組んでまいります。
そして、私共議決機関と致しましては郷土泊村に「誇りと愛着の持てる村づくり」の推進に向けて、今後更に創意工夫を重ね、慎重審議に努め、泊村の更なる振興発展を目指して、努力を重ねて、村民皆様のご期待に応えるべく、議員一同決意を新たにしておりますので、どうぞ本年も、相変わらぬご支援とご協力を賜ります様にお願い申し上げます。
最後になりますが、新しい年が村民の皆様にとりまして、明るく幸多い良い年であります様に、心からご祈念申し上げまして、新年のご挨拶と致します。

令和二年 知事年頭所感

北海道知事 鈴木直道

新年明けましておめでとうございます。
北海道知事として初めての新年を道民の皆様と共に迎えることができ、大変うれしく思います。
大いなる挑戦を掲げ、勇気を持って果敢に前進を続けてきた私としては、本年を北海道にとって更なる発展と飛躍の年とするため、道政に全力を尽くしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。
さて、昨年を振り返りますと、元号が令和に改められ、天皇陛下が御即位されるという時代の大きな節目となる1年であり、本道においては、外国人観光客が初めて３００万人を超え、北海道米に続き牛肉の輸出体制が強化され、G20観光大臣会合では、北海道の食と観光を世界に発信することができました。
加えて、国内初の民間単独開発のロケット打上げ成功、新千歳空港の発着枠拡大の決定、17年ぶりの欧州航空路線の就航開始という出来事が続き、さらには、東京オリンピックにおけるマラソン、競歩競技の札幌開催が決定し、北の大空に大きな夢が広がる年であったと考えています。
一方で、台風による甚大な災害

を目の当たりにして、多くの方が安全・安心の重要性を強く意識する中、胆振東部地震災害からの復旧・復興や国土強靱化に向けた取組を推進するとともに、高齢社会の到来を見据えた医療・介護従事者の確保など、将来にわたって安心して暮らし続けられる地域づくりに向け、各般の政策を展開してまいりました。

また、本道を取り巻く国際情勢が大きく変化する中、農林水産業の生産基盤の整備や北の森づくり専門学院の開校など担い手の育成・確保をはじめ、持続的な鉄道網の確立に向けた鉄道の利用促進や利便性の高い地域交通を目指すＭａａＳの取組、炭鉄港などの日本遺産や恐竜・化石といった歴史的価値を有する地域資源の活用、外国人相談センターの開設をはじめとする多文化共生社会の推進など、地域課題の解決と新たな活力の創造にも取り組んできております。

本年においては、地域・産業・未来の視点のもと、人口減少対策はもとより関係人口の創出など地域創生を市町村と共に推進し、地域経済を先導する食・観光などの産業振興を図り、さらに未来指向の政策として、ＩＣＴ技術を活用した北海道ソサエティ５．０の実現や本道の将来を担う人づくりに取り組んでいくこととし、その上で、北海道を応援いただく方々の知恵と力を結集する「ほっかいどう応援団会議」を活用し、地域課題の解決に向け、市町村とスクラムを組み、前へ前へと力強く進んでまいります。

私は、これからの１年は、新たな路線誘致など戦略的展開が期待される空港の一括民間委託のスタートやアイヌ文化の継承・発展の拠点となるウポポイのオープン、東京オリンピックにおけるマラソン、競歩、サッカー競技の札幌開催など、本道の魅力を世界に発信する大きなチャンスを迎えていると考えており、道民の皆様と共に世界と北海道が直接つながる新交流時代元年としてまいりたいと考えています。皆様には、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新しい年が、皆様にとりまして、希望に満ちた年となりますよう、心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。

令和２年 年頭所感
「これからの後志の発展について」

北海道後志総合振興局長
北谷 啓幸

新年、明けましておめでとうございます。

皆様には平素から道政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、後志管内の大きな出来事としましては、10月に倶知安町でＧ20観光大臣会合が開催され、管内市町村の協力のもと参加国の皆様を地元ならではの特産品を使った食でお迎えするとともに、管内観光ルート視察などを通して、後志の魅力を世界に発信することができました。これを契機に後志地域が国際会議などのＭＩＣＥ開催にふさわしい地域であることを発信してまいります。

管内の基幹産業の一つである農業では、春先の雪解けが例年よりも早く、農作物の植え付け作業が順調に進み、品質・収量も平年並みまたはやや良い結果となりました。また、新たなだいこん集出荷選別施設の稼働や、小麦乾燥調製貯蔵施設の増設工事が完了するなど、産地を支える農業の体制が整備されました。今後とも、後志の農業の持続的発展のため、地域の皆様と一体となって取り組んでまいりたいと考えています。

水産業では、イカナゴやブリ、サケなどが大きく漁獲量を伸ばす一方で、スルメイカやタコが減少しており、全体としては前年と同程度の漁獲金額が見込まれているところです。こうした中、漁業者等と連携した後志産水産物のＰＲイベントを開催し、販売品が完売したほか、多数のアンケート協力が得られたことなどから、消費者の水産物に対する関心の高さや、今後の販売向上への期待が感じられたところです。今後は、国が掲げる「水産資源の適切な管理」と「水産業の成長産業化」の両立により、浜で頑張る漁業者の皆様が

将来にわたって安心して漁業を営むことができるよう、日本海漁業の振興について取り組んでまいります。

林業では、林業・木材産業及び建築設計業者等による情報ネットワーク「しりべし・くつろ木の会」の取組として、長期滞在中の海外の子どもたちを対象とした森林体験学習を実施しており、森林資源の循環利用の重要性や地域材利用のＰＲに加え、宿泊事業者と林業事業者間での新たなビジネス展開の可能性を感じました。また、道では今年４月に「北海道立北の森づくり専門学院」が旭川市に開校し、全道各地域の特徴ある森林を活用した実践的な教育を行うこととしており、後志においても地域の皆様との連携を図りながら、林業の担い手の確保・育成に向けた取組を進めてまいります。

観光では、増加する訪日外国人観光客に向けた開発・投資が続いており、後志管内の昨年度の外国人宿泊客延べ人数が約１１９万人となるなど、前年度に引き続き過去最多を更新しました。しかしながら、世界最高峰といわれるパウダースノーを楽しめるスキーリゾートなどの冬の観光と夏の観光には観光客入込数のギャップがあり、夏のコンテンツをさらに引き上げていく必要があります。今後は、国際的な自転車競技大会が開催される地域としての知名度を活かし、サイクリングやマウンテンバイクなどサマーアクティビティの磨き上げをするとともに、引き続き温泉や食の宝庫としての後志地域の魅力を発信し、将来に向けてオールシーズンで楽しめる観光地づくりを進めてまいります。

交通では、後志自動車道や北海道新幹線の整備が順調に進められており、今後とも早期開通に向けて関係機関と連携するとともに、こうした新たな交通ネットワークが後志管内全体の活性化につながるよう、地域一丸となって取り組んでまいります。

近年、集中豪雨や地震などにより、日本各地で大規模な災害が頻発しております。幸いなことに後志管内では、ここ数年大規模な自然災害は発生していませんが、まさかに備え、日頃からしっかりとした防災意識を持つことが重要と考えております。このため、効果的な防災訓練の実施により防災意識の向上を図るなど、今後とも地域住民の皆様、関係機関と連携し、安全、安心に暮らせる地域づくりに取り組んでまいります。

今年は、国において第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、人口減少と地域経済の縮小を克服するための地方創生の取組が次のステージへと向かう年となります。地方創生のさらなる推進に向けて、これまでのまち・ひと・しごと創生の施策に加え、ＳＤＧｓといった新たな時代のニーズにも対応しながら取り組んでいく必要があると考えております。

後志管内では、冬季にリゾートで就業する多くの労働力を、夏季の農業などへの雇用に活かせていない状況にあります。振興局では、冬季の労働者に対し夏季の働き場を紹介する雇用のマッチングによる通年雇用化に向けた取組を継続するとともに、後志特有の国際的な環境を活かし、英語や観光学などを学ぶ若者を対象とした外資系企業等でのインターンシップなどを通じて、グローバル人材の育成を図り、多様な人材を地域に呼び込むなど、関係人口の創出に力を入れてまいります。

私としては、後志管内の特性を最大限に活用し、全力を挙げて地域の振興に努めてまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

新しい年が皆様にとって、希望に満ちた素晴らしい一年となることを心から祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。

謹んで新年のご挨拶を申し上げます

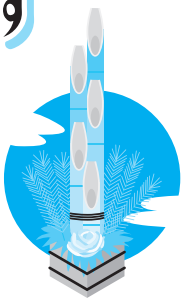

役場

村長　牧野浩臣
副村長　髙橋泰宏
会計管理者兼出納課長　田原寧
総務課長兼地籍調査室室長　押切秀幸
企画振興課長　加藤哲朗
財政課長　伊名野巌夫
保健福祉課長兼保健センター長兼保育所長　宮下常美
住民生活課長　高山誠
産業課長　外村一幸
ほか職員一同

議会

議長　宇留間文宣
副議長　吉田茂樹
議員　三浦弘文
議員　長尾透
議員　結城智

教育委員会

事務局長　鎌田耕行
河村勝
滝本一訓
飯田有二

教育長　森和稔
教育長職務代理者　寺井義則
委員　本間恵子
外村真紀
次長　石井正孝
ほか職員一同

監査委員

沼畑智

表彰審議会

委員　北村章二郎
國分克之
宇留間文宣

特別職報酬等審議会

宮谷秀吉
二瓶幸雄
小林洋二
寺井義則
菊池文秀

泊村情報公開審査会委員

北村章二郎
二瓶幸雄
吉田茂樹
工藤澄子
寶喜敢秀

固定資産評価審査委員

三島静雄
武井大三
本間芳男

川村隆之
工藤澄子
高橋巖一
小林洋二
檜垣馨
宮谷秀吉
菊池文秀

選挙管理委員会

委員長　小林勇悦
委員長職務代理者　高橋巖一
委員　沼崎徹
菊池文秀

交通安全指導委員

指導員　伊勢秀勝
井上幸広
工藤卓也
田原淳
田中實
寺井義則
桑原誠
後藤康雄

岩内・寿都地方消防組合消防団

団長　工藤卓也
副団長　北端克郎
〃　井上英美
ほか団員一同

岩内・寿都地方消防組合消防署泊支署

泊支署長　小林範夫
副支署長　武田哲也
ほか職員一同

人権擁護委員

大橋芳之
本間芳男

有線放送施設運営委員会

会長　宇留間文宣
副会長　寺井義則
三浦弘文
池守力
高橋巖一
三宅節雄

社会教育委員

委員長　草薙博昭
副委員長　高橋巖一
委員　宇留間文宣
村上俊一
山本康博
宮下俊一
妹川達也
細井信一
小塚喜見枝
藤巻みや子

泊村学校給食共同調理所運営委員

会長　小田桐聖
副会長　山本康博
委員　佐々木美津子
宇髙絵里香
高岡順子
工藤友恵
齋藤美樹雄
監事　村上俊一
〃

泊村文化財保護委員

会長　濱本哲栄
委員　工藤卓也
檜垣馨
武井大三

民生委員・児童委員

会長　武井大三
副会長　大橋敦子
沼崎徹
委員　金子純子
小林勇悦
小林ふさ子
米田フミ
梅澤稔一
高橋巖一
妹川一教
福森武二
藤巻みや子
主任児童委員　立花孝子
〃

公営住宅入居者選考委員会

委員　結城智
飯田有二
瓶幸雄
高橋巖一
妹川一教
武井大三

泊村障害支援区分認定審査会

会長　秋島光雄
副会長　黒澤愼司
委員　黒田康文
山田奈央子
土野美和子

2019年 昨年はこんなことがありました
フォトフラッシュバック

1月26日
むつみ荘雪ほたる

1月13日
泊村成人式

1月7日
泊消防団出初式

2月23日・24日
少年アイスホッケー大会

2月9日
世代間交流　下の句カルタ大会

2月1日
とまり保育所豆まき

3月17日
泊村将棋大会

3月1日
とまり保育所ひなまつり

2月28日
泊村スポーツ・文化表彰式

4月9日
泊中学校入学式

4月5日
泊小学校入学式

4月2日
とまり保育所入所式

5月31日
泊中学校陸上記録会

5月26日
泊消防団総合演習

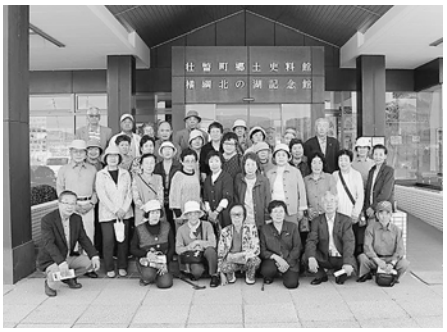

5月23日
泊村寿大学修学旅行

7月20日
第48回群来まつり

6月20日~7月10日
各地域神社祭

6月1日
泊小学校大運動会

9月7日・8日・15日・26日・29日
泊村民スポーツ大会

9月7日
とまり保育所うんどう会

8月1日
愛媛県伊方町との相互交流

10月12日
泊小学校学習発表会

10月5日
泊中学校文化祭

9月12日
泊村敬老会

11月16日
とまり保育所生活発表会

10月26日・27日
泊村公民館まつり

10月17日
ねんりんピックとまり2019

岩内･寿都地方消防組合
泊消防団活動報告

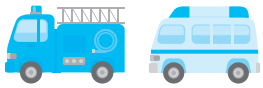
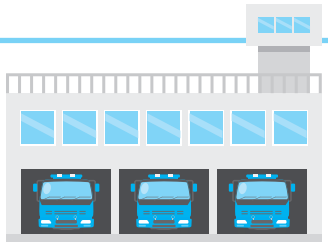

令和元年度岩内分会幹部研修会

11月17日（日）黒松内町総合体育館において、標記研修会が開催され岩内・寿都地方消防組合を構成する７ヶ町村から総勢138名（うち女性団員10名）の団員が参加致しました。

泊消防団からは幹部団員13名、女性団員２名が参加し、訓練礼式の基礎となる各個訓練から始まり、続いて島牧消防団と共に小隊訓練(停止間)を行いました。

各消防団も各種訓練項目を予定通り終了し閉会致しました。

泊村国民健康保険（以下、泊村国保）からのお知らせ（40歳以上の泊村国民健康保険ご加入の方へ）

特定健診の受診率向上に、ご協力をお願いいたします！
お互いに声をかけあい、年に１回健診を受診しましょう

特定健診・特定保健指導

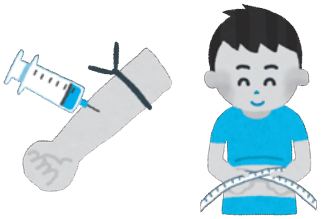

泊村国保では、生活習慣病予防のための健康診査（特定健診）と保健指導（特定保健指導）を実施しています。

対象者は、40歳以上75歳未満の年齢に達する被保険者です。(※対象者について　受診する時点で国保の資格のない方、75歳以上に達している方及び長期入院や施設入所の方は除きます。年度中に40歳になる方は受診することができます。)

特定健診で特定保健指導対象者となるメタボリックシンドロームの該当者・予備群の方を発見します。特定保健指導の対象となった方には、個々人の状態に合わせた食事指導や運動指導等の保健指導を実施します。

生活習慣病対策の必要性

不適切な食生活や運動不足などの生活習慣は、やがて肥満症、高血圧症、糖尿病、脂質異常症等の生活習慣病を招き，重症化すると虚血性心疾患や脳卒中等を発症することになります。このような事態を避けるため、早い段階で危険因子を発見することが必要となります。

政策としての特定健診

厚生労働省では、健康寿命（寝たきりにならず、自分らしい生活を過ごせる期間）の延伸や生活習慣病等による医療費増加の抑制のために特定健診受診率の目標値を定めており、令和元年度における泊村国保の受診率目標値は60%となっております。

※下記の日程で集団健診を実施します。受診されていない方は是非この機会にお申し込み下さい。

令和２年１月23日(木)　泊地区集会所
令和２年１月24日(金)　盃地区集会所

<お問い合わせ先　泊村役場 住民生活課 保険係　電話：75−2132>

除排雪作業にご協力を

本格的な降雪の時期です。除排雪作業をスムーズに行うために、皆さんのご協力をお願いします。

・路上駐車はやめましょう
・車道に雪を出してはいけません
・道道の除雪は夜間はしていません

除雪作業で一番困るのが路上駐車です。狭い道路などでは交通事故の原因にもなり、非常に危険です。また、作業が遅れて結果的にみなさんに迷惑がかかります。

◎除排雪作業は十分注意して行っていますが、除雪車に出会ったときは安全な距離を保ち、絶対に近寄らないでください。特に、子どもを近づけないようにしましょう。

◎低い塀や樹木などは雪に埋もれて見えませんので、赤布など目立つ印をつけましょう。

◎除雪後に残る玄関先の雪は、再び車道に出さないでください。交通障害となりますので各自で処理して下さい。

お問い合せ先

国道の除雪に関することは、小樽開発建設部岩内道路事務所　電話　0135−62−1491
道道の除雪に関することは、小樽建設管理部共和出張所　電話　0135−62−1818

日本海ニコニコ元気村トピックス

11/25・12/6 交通事故死ゼロの日4000日達成に伴う感謝状贈呈式

泊村では、村民総ぐるみで交通安全運動を重点的に取り組んでおり、交通安全パレードや安全教室・街頭啓発などを行い交通事故死ゼロを目標に行ってきました。

その結果、交通事故死ゼロ4000日を11月13日に達成し、11月25日に五十嵐直文　岩内警察署長より泊村交通安全推進委員会へ感謝状が贈呈されました。

また12月６日には、北海道知事から感謝状と北海道交通安全推進委員会から表彰状が、後志総合振興局　北谷啓幸振興局長から泊村交通安全推進委員会へ伝達されました。

岩内警察署長　感謝状贈呈

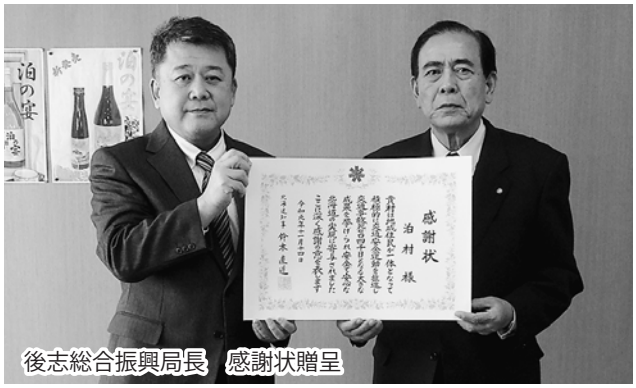

後志総合振興局長　感謝状贈呈

「三ない運動」をご存じですか？

政治家の寄附は禁止（贈らない）！ 政治家の寄附を求めない！ 受け取らない！

政治家の寄附禁止の対象例

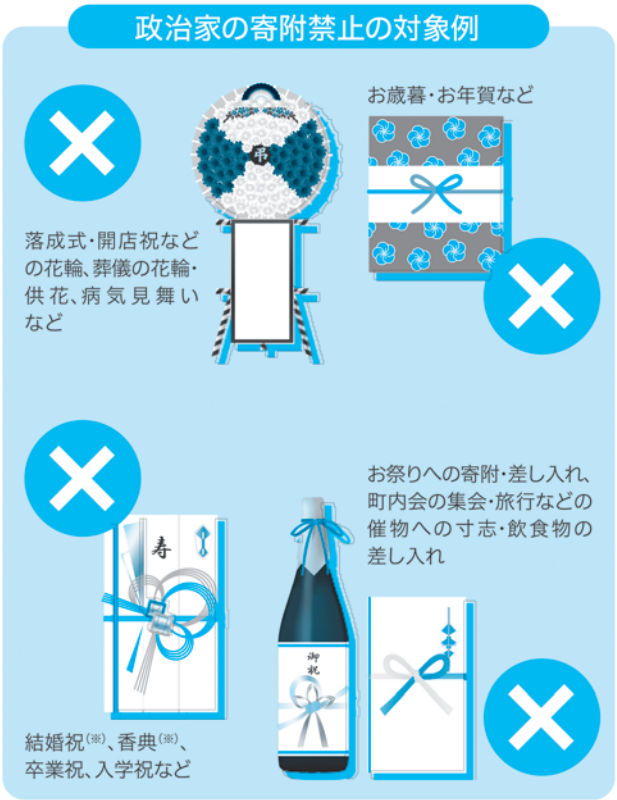

※政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合には、罰則が適用されない場合があります。

政治家の寄附は禁止！
有権者が政治家に寄附を求めることも禁止！

年末年始はお歳暮やお年賀など、何かと贈り物やお祝い事をする機会の多いシーズンです。

そこで、この機会に皆さまに改めてご理解いただきたいのが、きれいな政治、お金のかからない政治の実現、選挙の公正の確保を目指す「三ない運動」（贈らない、求めない、受け取らない）です。

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも、公職選挙法により禁止されています。

皆さま一人ひとりが寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

次の行為が禁止されています

【平時より禁止されるもの】

●政治家の寄附の禁止
政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の者が政治家の名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

●政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止
政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

【選挙に関して行うことが禁止されるもの】

●政治家の氏名等を冠した団体の寄附の禁止
政治家の氏名が表示されたり、氏名が類推されるような名称が表示されている団体が、選挙に関し、選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。

●政治家の関係団体の寄附の禁止
政治家が役職員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。

●政治家の後援団体の寄附の禁止
政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

●請負等の契約の当事者の寄附の禁止
国、地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者がそれぞれの選挙に関して寄附をすることや、これらの者から選挙に関し寄附を受けることは、罰則をもって禁止されています。

その他、禁止されている行為
○政治家が選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞などのあいさつ状（電報なども含む）を出すことは禁止されています。
○政治家や政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。

総務省ホームページ

（なるほど選挙「寄附の禁止」）
http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo08.html
※詳細はお近くの選挙管理委員会までお問い合わせください。

「広報誌『総務省』（2019年12月号）より」

降灰予報について

日本にはたくさんの火山があり、わたしたちの生活と深いつながりを持っています。昔の火山活動が作り出したきれいな景色、火山のまわりに存在する温泉、農作物を作るのに欠かせない良質な土壌など、わたしたちは火山がもたらす恵みの中で生活しています。

しかし、時に火山は噴火し、災害に見舞われることがあります。噴火による災害は、大きな噴石や火砕流など火山の近くで起こる影響だけではありません。噴火に伴い空から降ってくる火山灰（降灰）は、上空の風に乗って遠くまで運ばれ、広い地域に降り積もります。降灰の量に応じて、建物倒壊・交通障害・ライフラインへの影響・農作物被害・健康被害などをもたらします。また、風に流されて降る小さな噴石は、車の窓ガラスを割る被害などを及ぼします。

降灰等による影響から身を守っていただくため、気象庁は、噴火後の降灰量の分布と風に流されて降る小さな噴石の範囲の予測について、降灰予報を発表して詳細をお伝えしています。

降灰予報は、気象庁ホームページでご覧になれるほか、テレビやラジオなどを通じて伝えられます。

●降灰予報の発表までの流れ

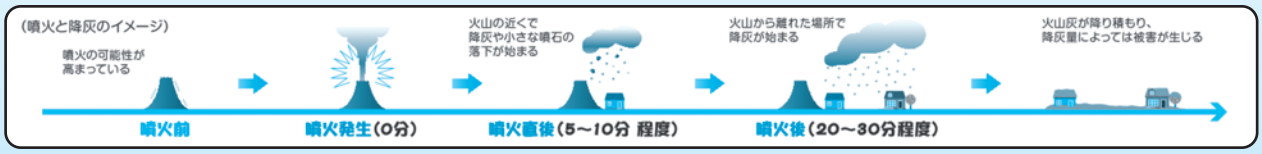

降灰予報（定時）
『噴火を仮定した降灰範囲等の予報』

降灰予報（速報）
『即時性を重視した小さな噴石等の予報』

降灰予報（詳細）
『精度の高い降灰量の予報』

●気象庁ホームページ

・現在発表されている降灰予報

・降灰予報とは

<問い合わせ先　札幌管区気象台天気相談所　電話：011−611−6170>

ハンセン病元患者の家族に補償金が出ます

広報９月号まで、３回にわたってハンセン病家族訴訟に関するコラムを書かせていただきましたが、この件に関して、11月22日、ハンセン病家族補償法と、改正ハンセン病問題基本法が国会で成立しました。

改正ハンセン病問題基本法は、ハンセン病元患者のみならずその家族についても名誉回復や福祉増進等の対象とすることを定めたものです。この法律に基づき、現在、偏見や差別をなくしていくためにどうするべきか、ということについて家族訴訟の原告等と文部科学省、法務省及び厚生労働省の担当者らとの間で協議が行われています。

他方、ハンセン病家族補償法は、ハンセン病元患者のご家族に対して、元患者との関係に応じて一人当たり130万円又は180万円の補償金を支給する、というものです（「家族」の範囲についてはお問い合わせください。）。こちらはすでに手続きが開始しており、申請手続きの期限は令和６年11月21日までとなっています。補償の対象となる方が請求時点で生きていなければならない（相続はされない）ため、早めに手続きをされるに越したことはありません。

手続きの詳細については、厚生労働省のホームページにも掲載されていますが、お電話でのお問い合わせは、厚生労働省補償金担当窓口（03−3595−2262）又は原総合法律事務所（011−272−6661）までご連絡ください。

岩内ひまわり基金法律事務所　　金丸弁護士の法律豆知識

弁護士　金丸　哲大　岩内ひまわり基金法律事務所　TEL:0135-61-4777

◆第７回「遺言の方式」

登記・相続に関するQ&A

Q　遺言書を作成しようと思います。遺言書には決まった方式があると聞いたのですが、どのようなものですか？

A　遺言書の代表的な方式としては、自筆証書遺言と公正証書遺言があります。

⑴　自筆証書遺言は、文字どおり遺言者が遺言書の全文を自筆します（※）。作成日付を入れ、押印も必要です。手軽で費用も掛かりませんが、法律で定められた要件を満たしているか、内容が明確であるかなどの問題が生じる可能性があります。また、遺言者が亡くなったあと、家庭裁判所で「検認」を受けなければなりません。さらに、遺言書自体が見つけられなかったり、破棄されるおそれがあります。

（※）従前は、財産目録も全文自筆しなければなりませんでしたが、平成31年１月13日から、自筆によらない財産目録（パソコン等で作成した目録や、銀行通帳のコピーや不動産の登記事項証明書等。ただし、署名押印が必要です。）を添付することができるようになりました。

⑵　公正証書遺言は、証人２人以上の立会いのもとで公証人に作成してもらうものです。作成の際には一定の手続が必要で費用も掛かります。しかし、専門家である公証人に作成してもらうので、最も確実に遺言を残すことができます。また、家庭裁判所の検認手続も不要です。

遺言書についてお困りの際は、司法書士又は公証役場にお気軽にご相談してください。

■お問合せ先　札幌法務局倶知安支局　電話 0136−22−0232
（ホームページ）http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo
札幌司法書士会　電話 011−272−9035（法律相談センター予約）
（ホームページ）http://www.sihosyosi.or.jp/

北海道森林管理局　令和2･3年度 国有林モニター募集

林野庁北海道森林管理局では、国民の皆様に国有林の役割や現状等をご理解いただくとともに、国民の幅広い意見を把握し、国有林野の管理経営に役立てることを目的に、令和２・３年度の「国有林モニター」を下記のとおり募集します。

募集人数　48名
依頼期間　令和２年４月から令和４年３月まで（２年間）
依頼内容・国有林や森林・林業に関するアンケート調査への回答
・モニター会議（国有林の役割や現状等説明と意見交換、年１回）への出席
・現地見学会（国有林の作業現場の見学や体験、徒歩移動あり、年１回）への参加
応募資格　北海道にお住まいで、国有林に関心のある満20歳以上（令和２年４月１日時点）の方。
※国会及び地方議会の議員、地方公共団体の長、常勤の国家公務員、林野庁ＯＢ、森林・林業担当の自治体職員及び平成30・31年度に国有林モニターであった方は除きます。
募集期限　令和２年２月21日（金）(必着)
応募方法　以下の必要事項をご記入の上、郵送・FAX・メールのいずれかの方法で、下記応募先までご応募ください。
①氏名（ふりがな）、②性別、③住所、④郵便番号、⑤年齢（令和２年４月１日現在）、⑥職業、⑦電話番号、⑧メールアドレス（お持ちの方のみ）、⑨国有林モニターを知ったきっかけ（○○新聞、○○のホームページなど）、⑩応募理由（100字程度）
※応募いただいた個人情報は、国有林モニターに関する目的以外には使用いたしません。
選考結果・国有林モニターに選ばれた方には、令和２年３月末までに依頼状の発送をもってお知らせします。
・選考内容に関する情報は非公開とさせていただきます。
そ の 他・旅費・宿泊費については、国家公務員の旅費規定に基づく額を支給しますが、国有林モニターは無報酬となります。
・アンケートの回答、見学会等の様子はホームページや広報誌等で公表することがあります。
・林野庁や森林管理局の広報資料などを定期的にお送りします。
・個々のご意見、ご要望に対して個別に回答することはいたしませんので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ（応募先）
・林野庁 北海道森林管理局企画課
国有林モニター担当
〒064-8537　札幌市中央区宮の森３条７丁目70番
TEL 011−622−5228
FAX 011−622−5194
E-mail　h_kikaku@maff.go.jp

くらしの告知板

役場　☎７５−２０２１

給与所得者の確定申告

給与所得がある方のうち、大部分の方は年末調整で所得税及び復興特別所得税が精算されることとなるため、確定申告をする必要はありません。

ただし、給与所得がある方でも確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると源泉徴収された所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

確定申告をしなければならない方とは

給与所得がある方のうち、次のような方は確定申告をしなければなりません。

①給与の収入金額が2,000万円を超える方
②１か所から給与の支払を受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
③２か所以上から給与の支払を受けている方で、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える方

確定申告をすると所得税及び復興特別所得税が還付される場合とは

給与所得者で確定申告の必要がない方でも、次のような方は確定申告をすると還付されることがあります。

①災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
②病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
③家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、(特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受ける場合
④ふるさと納税などの寄附を行い、寄附金控除を受ける場合

令和元年分確定申告の相談及び申告書の受付期間について

令和元年分確定申告の相談及び申告書の受付は、令和２年２月17日(月)から同年３月16日(月)までです。還付申告の相談及び申告書の受付は、令和２年２月14日（金）以前でも行えます（税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、税務署では相談及び申告書の受付を行っておりません。）。

申告書は、パソコンやスマホで作成できます！

国税庁ホームページで、申告書を作成することができます。

作成した申告書はマイナンバーカードとICカードリーダライタを用意すれば、「e-Tax」を利用して提出できます。

また、令和２年１月31日（金）から、マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンがあれば、スマートフォンでe-Taxが利用可能となる予定です。

なお、事前に税務署で手続していただければ、①マイナンバーカード、②ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォン、をお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。

－税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス－
www.nta.go.jp

令和元年度分 村税について

道村民税　第４期　1月31日

納入期限を忘れずに納めましょう。

自衛官を募集します

募集種目		受験資格	受付期間	試験日
第６回自衛官候補生	男子	18歳以上33歳未満の者	1年12月12日(木)～2年1月20日(月)	2年1月24日(金)・25日(土)
	女子			2年1月25日(土)
予備自補	一般	18歳以上34歳未満の者 ※細部については倶知安地域事務所に連絡ください	2年1月6日(月)～2年4月10日(月)	2年4月18日(土)・19日(日)
	技能	18歳以上で国家免許資格等を有する者 ※細部については倶知安地域事務所に連絡ください		

お問い合わせ
・倶知安地域事務所
　倶知安町南３条東１丁目
　電話 0136－23－3540
・役場担当窓口　総務課
・自衛官募集相談員
　大橋　芳之
　電話 75－3307

年末年始の各施設休館等のお知らせ

施設等＼日別	12月 27日(金)	28日(土)	29日(日)	30日(月)	31日(火)	1月 1日(水)	2日(木)	3日(金)	4日(土)	5日(日)	6日(月)	7日(火)	8日(水)
役場	平常	休み		平常		休み					平常	平常	平常
保育所	平常	休み		午前保育一部　15時30分まで		休み					平常	平常	平常
茅沼診療所	12時から休み	休み									平常	平常	平常
泊歯科診療所	平常	休み										平常	平常
泊村アイスセンター	平常	平常	平常	休み				17時から休み	平常	平常	休み	平常	平常
デイサービスセンター	平常	休み		平常		休み					平常	平常	平常
老人入浴バス	平常	休み		平常		休み					平常	平常	平常
通院バス	平常	休み									平常	平常	平常
ごみの収集	燃やせるごみ	休み		燃やせるごみ		休み					燃やせるごみ	休み	燃やせないごみ

お休み中の急を要する用件については、日直にご連絡下さい。電話番号　75－2021
※アイスセンターの時間につきましては、トレーニングルーム・体育館の時間です。アイスアリーナにつきましては、お問い合わせ下さい。

戸籍の窓

令和元年11月20日～12月16日

こんにちはよろしく

先月号の「出生」で掲載漏れがありましたので、お詫び申し上げます。

【出生】

（滝の澗）玉木（たまき） 丈士郎（じょうしろう）くん

10月19日出生 父 章太 さん

とまり木文芸

俳句・川柳

アブラコの 旨い食べかた 味噌漬けだ　泊 海山

肌寒い 風の強さに 冬至かな　泊 海山

研修終へ 車窓に絵がく 照黄葉（てるもみじ）　武井 和子

当直や ナースコールの 小晦日（こつごもり）　武井 和子

桜の木 スッポンポンで 春を待つ　みるなーりまと

夢の群来 死ぬまで網を 繕った　みるなーりまと

研究か レシピ片手に 箸とペン　みるなーりまと

吉田智恵子

夫逝きて親父と呼べぬ息子等も今は我が子に親父と呼ばる

乃婦

去年生れし金魚の眠る庭池に雪が屋根よりジャンプするなり

無名女

七回忌すぎて日々重なるも時間という薬今日も服用せり

沙羅

護岸うえ真白き飛沫（しぶき）のり越える怒濤（どとう）が響く漁村の夜明け

小春

弟よ末に生れて愛されてなぜ先急ぐ吾を残して

与詩三

山の木々無駄を落して秋をゆく次の世代に夢を託して

縁糸

ひっそりと音もなく降る夕時雨（しぐれ）しとしとと心安らぐ

未知女

年重ね日々疎（うと）くなる淋しさよ忘却と言う言の葉（こと は）虚し

短歌（472）

近江谷乃婦

コーヒーに外郎（ういろう）浮かせ飲む午後の雪ふはふはと年積みてゆく

立花 孝子

古稀すぎて働き出すわれの手よ足よスロースローと歩み止めずに

人のうごき

		前月比	外国人	外国人含む
世帯	891戸	−4戸	4戸	895戸
人口	1,601人	−5人	6人	1,607人
男	767人	−3人	1人	768人
女	834人	−2人	5人	839人

地区別の世帯と人口

	世帯		人口	
泊地区	280戸	−2	546人	−1
盃地区	173戸	−2	299人	−3
茅沼地区	163戸	±0	318人	±0
老人ホーム	83戸	−1	83人	−1
渋井地区	134戸	+1	229人	+1
堀株地区	58戸	±0	126人	−1
計	891戸	−4	1,601人	−5

［元. 11. 30 現在　住民基本台帳］

交通安全

通年展開

デイ・ライト（昼間点灯）運動実施中！

発 行／泊村役場　編集／企画振興課情報推進係
〒045－0202　北海道古宇郡泊村大字茅沼村字日別191番地の7
☎0135－75－2877　FAX 0135－75－3168

泊村の情報へのアクセスは
ホームページ http://www.vill.tomari.hokkaido.jp